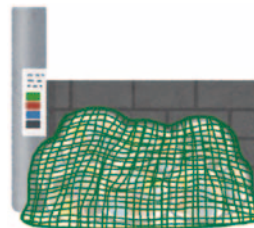




》ごみ一時集積所の新設・変更・廃止

自治会が管理するごみ一時集積所を新設、変更(移動・移設)、廃止する場合は、事前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の届出書を提出してください。届出書は、環境事業課、各総合支所地域振興課にありますのでお問い合わせください。



問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課



》ごみ一時集積所の補助金

自治会が管理するごみ一時集積所の設置工事などに対し補助金を交付します。

補助金額

設置工事…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり1万円以上のものに限る)

改修等工事…補助対象工事費の3分の1(工事費の額が1件当たり5万円以上のものに限る)

※設置工事、改修等工事ともに補助額の上限は15万円

※改修等工事は、前回の補助対象工事から3年以上経過していること

申し込み

環境事業課または各総合支所地域振興課に事前に相談の上、所定の申請書に記入し、必要な書類を添えて提出してください。



ごみネットボックス



鋼鉄製の集積庫

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課



》家庭用生ごみ処理機などの購入費用を補助します

日常生活で出る生ごみを堆肥化または減量化するため、生ごみ処理機などの購入費の一部を補助します。ただし、生ごみ処理機などの消耗品(発酵剤など)は補助対象外です。

対象

- 市内に在住の人(セカンドハウスは除く)
- 処理機などを利用して生ごみを堆肥化または減量化できる人
- 以前にこの補助制度を利用した場合、前回の補助金交付から6年以上経過している人

補助金額

生ごみ処理機…購入金額の2分の1(上限額2万5,000円)

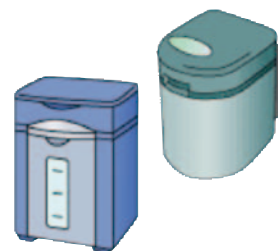
コンポスト容器…購入金額の2分の1(上限額3,000円)

※1世帯に1基を限度とします。

申し込み 環境政策課または各総合支所地域振興課にある申請用紙に必要事項を記入し、右記の全てを持参し提出 ※申請用紙は津市ホームページからもダウンロードできます。

申し込みに必要なもの

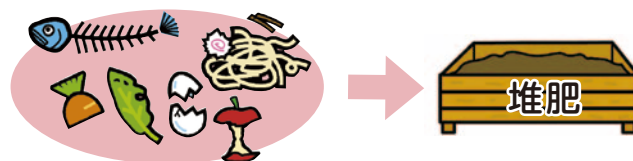
- 領収書(購入者氏名、購入年月日、購入金額、メーカー名、商品名、販売店名が記載されているもの。簡易なレシートは不可)
- 印鑑(スタンプ印は不可)
- 購入者名義の預金通帳



生ごみ処理機

申込期限 購入日から60日以内または購入年度の3月31日のいずれか早い日まで

※平成29年3月31日(金)までに購入したものは必ず平成29年3月31日までに申請を行ってください。



ごみの減量化

問い合わせ 環境政策課 ☎229-3258 FAX 229-3354